

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 7 日 (火) 第 95 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定予定 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2件) | (森づくり推進課取扱い) | 2 |
| ○私立学校の廃止の認可 | (子育て支援課取扱い) | 2 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 (10件) | (農地整備課取扱い) | 2 |
| ○基本測量の実施 | (監理課取扱い) | 4 |
| ○公共測量の終了 (4件) | (監理課取扱い) | 4 |
| ○道路の区域の変更 (2件) | (道路維持課取扱い) | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (熊毛支庁取扱い) | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | (大島支庁取扱い) | 5 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 6 |
| 県 立 病 院 局 企 業 告 示 | | |
| ○指定代理納付者の指定 | (県立病院課取扱い) | 6 |

告 示

鹿児島県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡喜界町大字佐手久字中原1386番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第420号

令和2年3月6日鹿児島県告示第195号（以下「告示第195号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を喜界町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
白壽孫	大島郡喜界町大字白水字配本195番	告示第195号の変更後の指定施業要件のとおり
岩崎ヨキ	大島郡喜界町大字嘉鈍字大水403番	
央豊三	大島郡喜界町大字嘉鈍字森鎌405番、406番	
星本直夫	大島郡喜界町大字浦原字立平1652番	
模泰介	大島郡喜界町大字浦原字上柵1837番35	

鹿児島県告示第421号

令和2年3月13日鹿児島県告示第236号（以下「告示第236号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西之表市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名
長野實安
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西之表市住吉字小倉山4578番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第236号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第422号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
聖亜幼稚園	指宿市十二町541番地	学校法人 鹿児島敬 愛学園	令和2年 3月23日	令和2年 3月31日
吹上中央幼稚園	日置市伊集院町湯之浦1793番地	学校法人 大園学園	令和2年 3月23日	令和2年 3月31日
認定こども園錦ヶ丘幼稚園	鹿児島市吉野町2223番地4	学校法人 吉井学園	令和2年 3月23日	令和2年 3月31日

鹿児島県告示第423号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）大薄第三地区の工事は、令和元年11月20日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第424号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備）福山地区の工事は、令和2年3月25日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第425号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（農道整備）福山地区の工事は、平成31年3月7日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第426号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）福山地区比前田換地区の工事は、平成24年5月18日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第427号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）福山地区堂田換地区の工事は、平成25年3月25日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第428号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）福山地区大王上換地区の工事は、平成25年3月25日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第429号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）福山地区野谷換地区の工事は、平成27年3月26日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第430号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）福山地区武脇換地区の工事は、平成27年3月9日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第431号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）福山地区金碓段換地区の工事は、平成26年3月26日に完了した。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第432号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）

備) (暗渠排水) 福山地区の工事は、平成30年 3 月20日に完了した。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第433号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第434号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和元年11月22日鹿児島県告示第510号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 2 月28日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第435号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊本防衛支局長から令和 2 年 1 月10日鹿児島県告示第17号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 3 月 9 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第436号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局鶴田ダム管理所長から令和元年10月 4 日鹿児島県告示第412号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 3 月16日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第437号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和元年11月22日鹿児島県告示第511号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 2 月28日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 4 月 7 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	枕崎知覧線	南九州市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで	前後	10.8～49.6 10.0～45.8	3,029.9 3,029.9
		南九州市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先から同市知覧町瀬世字田淵777番1地先まで	前後	11.9～82.6 11.8～82.6	1,690.8 1,690.8

鹿児島県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年4月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出南別府線	南九州市知覧町東別府字後野出口13149番4地先から同市知覧町東別府字後畑14419番1地先まで	前後	31.6～49.6 21.2～45.4	69.0 69.0

熊毛支庁告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年4月7日

熊毛支庁長 谷口浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みんなのおうち	熊毛郡屋久島町尾之間136番地7	特定非営利活動法人じゃがいものおうち	熊毛郡屋久島町尾之間136番地6	楯 篤雄	令和2年4月1日	生活介護

大島支庁告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年4月7日

大島支庁長 田中完

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービ	奄美市名瀬小浜	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜	向井 奉文	令和2年	居宅介護

ス事業所ゆとり あん	町24番7号		町24番10号		4月1日	・重度訪 問介護
---------------	--------	--	---------	--	------	-------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第41号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこ仮面ライダー轟音M2	株式会社オッカー.	0P0087
ぱちんこ遊技機	Pリング 呪いの7日間2 JN	株式会社J F J	0P0076
ぱちんこ遊技機	PエウレカセブンハイエボゼロS E J D	サミー株式会社	0P0170
ぱちんこ遊技機	P戦国乙女6M2AZ1Y	株式会社アムテックス	0P0078
ぱちんこ遊技機	P真黄門ちゃまL9AW1	株式会社平和	9P1627

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和 2 年 4 月 7 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
九州カード株式会社
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた収入
県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで